

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年3月29日

【会社名】 株式会社ストリーム

【英訳名】 Stream Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 劉 海 涛

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役副社長管理本部長 竹 下 謙 治

【本店の所在の場所】 東京都千代田区外神田二丁目15番2号 新神田ビル7階

(注)平成23年11月19日から本店は下記に移転しております。
東京都港区芝二丁目7番17号
(なお、登記上の本店所在地は、平成24年4月下旬開催
予定の第13期定時株主総会決議に基づく登記完了まで
は現行の東京都千代田区であります。登記完了後には
東京都港区となります。)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年4月30日に提出いたしました第11期（自平成21年2月1日至平成22年1月31日）内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

3 評価結果に関する事項

（訂正前）

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、平成22年1月31日現在の当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社において不適切な会計処理がおこなわれていたことが判明いたしました。当社の過去の不適切な会計処理の疑義に関し、事実の把握及び不正行為の有無の把握、責任の所在について、平成24年2月10日に設置した外部の専門家で構成される第三者調査委員会により、厳正かつ徹底した調査をおこないました。当該調査により、当社の平成20年1月期から平成23年1月期における仕入値引（リベート）の過大計上及び過小計上による過大計上の取り崩しが行われていた事実、及び、仕入値引不正計上による買掛金残高に多額の違算が生じている事実等の不適切な会計処理が行われていることが判明いたしました。なお、第三者調査委員会の調査結果の概要は、平成24年3月19日に当社ホームページにて公表されております。

本件に対する当社の対応として、平成20年1月期以降の決算を訂正し、平成20年1月期から平成23年1月期の有価証券報告書、平成22年1月期から平成24年1月期第3四半期までの四半期報告書等の訂正報告書を提出いたしました。また、平成20年1月期及び平成21年1月期の半期報告書の訂正報告書も速やかに提出いたします。

本件については、当社の営業責任者であった専務取締役の業績に対する強いプレッシャーに晒されていたこと等により実行されたものですが、当社の全社的内部統制において、業務処理が過度に集中し職務分掌が不十分であり、統制環境に不備があること、また、仕入計上及び仕入値引（リベート）に係る業務プロセスにおいて一部の仕入先につき仕入計上データと請求データとの照合に係る統制手続に不備があること、併せて担当部門と管理部門間の相互牽制、モニタリングが不十分であることによるものと認識しております。

評価結果に関する事項に記載した不備については、本訂正報告書提出時点において是正が完了しておりません。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、重要な欠陥を是正するために、第三者調査委員会からの提言をふまえて、是正措置、再発防止策を講じ、内部統制の一層の強化を図ってまいります。

財務報告に係る内部統制の重要な欠陥を是正するための措置を以下のように考えております。

1. コンプライアンスに関する意識向上

- (1) 外部有識者を招いた研修制度の充実
- (2) 行動指針等の周知の徹底
- (3) アンケートの実施
- (4) 内部通報制度の一層の周知徹底

2. 内部統制プロセスの一層の強化

- (1) リポート計上プロセスの見直し
- (2) 買掛金違算原因の明確化と管理体制の構築

3. 再発防止のための管理体制の一層の強化

- (1) 経営管理部門の強化
- (2) コンプライアンス委員会の設置と内外での連携
- (3) モニタリング機能の強化

以上